

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																																						
<p>第2章 水防組織</p> <p>第1 町の水防組織</p> <p>水防に係りのある警報・注意報等の発表等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は、津別町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が定める津別町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）に準じ、水防に関する事務を処理するものとする。</p> <p>ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。津別町災害対策本部条例（昭和39年3月19日条例）については、町地域防災計画の資料42を準用することとする。</p> <p>第2 町防災会議</p> <p>町は、法第33条の規定に基づき、町水防計画その他水防に関する重要事項を町防災会議に諮るものとする。町防災会議については、町地域防災計画の資料1を準用することとする。</p> <p>第3 水防本部の組織及び業務分担</p> <p>水防本部の組織及び事務分担は、災害対策本部に準じるものとする。災害対策本部の組織構成及び業務分担については、町地域防災計画の資料2及び資料3を準用することとする。</p> <p>第4 消防機関の組織</p> <p>消防機関の組織は、資料3のとおりとする。</p> <div data-bbox="691 997 1397 1045" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料3 消防機関の組織</div> <p>第5 消防機関の水防分担区域</p> <p>消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。</p> <p>ただし、分担区域以外の区域にあっても、消防長が必要と認め、指示したときは、直ちに出勤し、水防活動に当たるものとする。</p> <p style="text-align: center;">消防機関の水防分担区域及び配置人員</p> <table border="1" data-bbox="181 1268 1359 1812"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>担当分団</th> <th>責任者</th> <th>人員</th> <th>担当河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共和地区 緑町地区 達美地区</td> <td rowspan="3">第1分団</td> <td rowspan="3">分団長</td> <td rowspan="3">36名</td> <td>網走川</td> </tr> <tr> <td>豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区</td> <td>津別川</td> </tr> <tr> <td>活汲地区 岩富地区</td> <td>網走川</td> </tr> <tr> <td>双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区</td> <td>第3分団</td> <td>分団長</td> <td>19名</td> <td>網走川</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	担当分団	責任者	人員	担当河川	共和地区 緑町地区 達美地区	第1分団	分団長	36名	網走川	豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区	津別川	活汲地区 岩富地区	網走川	双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区	第3分団	分団長	19名	網走川	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1 町の水防組織</p> <p>水防に係りのある警報・注意報等の発表等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は、津別町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が定める津別町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）に準じ、水防に関する事務を処理するものとする。</p> <p>ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。津別町災害対策本部条例（昭和39年3月19日条例）については、町地域防災計画の資料42を準用することとする。</p> <p>第2 町防災会議</p> <p>町は、法第33条の規定に基づき、町水防計画その他水防に関する重要事項を町防災会議に諮るものとする。町防災会議については、町地域防災計画の資料1を準用することとする。</p> <p>第3 水防本部の組織及び業務分担</p> <p>水防本部の組織及び事務分担は、災害対策本部に準じるものとする。災害対策本部の組織構成及び業務分担については、町地域防災計画の資料2及び資料3を準用することとする。</p> <p>第4 消防機関の組織</p> <p>消防機関の組織は、資料2のとおりとする。</p> <div data-bbox="1961 997 2671 1045" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料2 消防機関の組織</div> <p>第5 消防機関の水防分担区域</p> <p>消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。</p> <p>ただし、分担区域以外の区域にあっても、署長が必要と認め、指示したときは、直ちに出勤し、水防活動に当たるものとする。</p> <p style="text-align: center;">消防機関の水防分担区域及び配置人員</p> <table border="1" data-bbox="1454 1268 2632 1812"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>担当分団</th> <th>責任者</th> <th>人員</th> <th>担当河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共和地区 緑町地区 達美地区</td> <td rowspan="3">第1分団</td> <td rowspan="3">分団長</td> <td rowspan="3">30名</td> <td>網走川</td> </tr> <tr> <td>豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区</td> <td>津別川</td> </tr> <tr> <td>活汲地区 岩富地区</td> <td>網走川</td> </tr> <tr> <td>双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区</td> <td>第3分団</td> <td>分団長</td> <td>17名</td> <td>網走川</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	担当分団	責任者	人員	担当河川	共和地区 緑町地区 達美地区	第1分団	分団長	30名	網走川	豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区	津別川	活汲地区 岩富地区	網走川	双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区	第3分団	分団長	17名	網走川	
地区名	担当分団	責任者	人員	担当河川																																				
共和地区 緑町地区 達美地区	第1分団	分団長	36名	網走川																																				
豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区				津別川																																				
活汲地区 岩富地区				網走川																																				
双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区	第3分団	分団長	19名	網走川																																				
地区名	担当分団	責任者	人員	担当河川																																				
共和地区 緑町地区 達美地区	第1分団	分団長	30名	網走川																																				
豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区				津別川																																				
活汲地区 岩富地区				網走川																																				
双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区	第3分団	分団長	17名	網走川																																				